

2 盛 協 号 外  
令和2年4月23日

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊 谷 修 二  
玉山総合事務所総務課長 佐々木 一 哉

**新型コロナウイルス感染症にかかる町内会・自治会行事等の対応について  
(お知らせ)**

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、市民の御理解と御協力の下、新型コロナウイルス感染症まん延防止に努めてまいりましたが、令和2年4月16日(木)には、国が緊急事態宣言を全国に拡大し、本県も特定都道府県に指定されたことから、本市においても、これに併せて別紙のとおり市長メッセージを公表し、感染の収束に向けた取組への市民の御理解と御協力について、改めて呼びかけたところです。

つきましては、感染症防止の観点から次の取組について、御検討をお願いいたします。

記

1 自粛要請期間の延長

町内会・自治会等の主催行事の自粛要請期間を、引き続き、令和2年5月31日(日)まで延長して適用すること。

2 回覧と集金への対応

回覧と会費集金については、これまで市民の皆さまから様々な声が寄せられていることから、取扱いについて、次のとおりお知らせしますので、参考の上、御検討、御対応いただきますようお願い申し上げます。

(参考) 新型コロナウイルス感染症まん延防止に資する取扱い

(1) 回覧文書等の取扱いについて

- ・ 不要不急の回覧については、回覧延期等を検討する。
- ・ 緊急性がある等の必要な回覧については、ポストへ投函するなど可能な限り対面を避ける。
- ・ 回覧物を取扱う前後は、手洗い等に努める。

(2) 町内会・自治会会費の集金について

- ・ 集金の時期や方法の変更などを検討する。

町内会・自治会長様におかれましては、御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

担当：盛岡市 市民部 市民協働推進課 地域活動係  
電話：019-626-7500 (直通)

<別紙> 市長メッセージ

## 新型コロナウイルス感染症対策本部長（盛岡市長）から市民の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が4月16日には「緊急事態措置を実施すべき区域」が全国に拡大され、本市も対象区域になったところです。

国においては、新型コロナウイルス感染症対策のための「基本的対処方針」を示しており、昨日の緊急事態宣言の対象区域の拡大を受けて、岩手県知事は、特定都道府県知事として、法に基づく個別の協力要請を発することができるようになったことから、これらに基づいて、感染の拡大の防止、経済的に影響を受けている市民の様々な不安の解消や課題の解決に、国、県とともに連携して全力で取り組んでまいります。

市民のみなさまには、引き続き不要不急の外出を控えていただくとともに、市民以外の皆さまにおかれましても、都道府県を越えた不要不急の往来についても、控えていただきますようお願いいたします。

また、咳エチケットや手洗いの励行など感染症対策についても、引き続き徹底していただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、国が示した「3つの密」を避けていただくことが重要です。1つ目は「換気の悪い密閉空間」、2つ目は「多くの人々が密集する場所」、3つ目は「密接な距離での会話や発声」を避けることが必要であり、特に「3つの『密』」が重なる場を避けるよう御協力をお願いします。

市民1人1人が「3つの密」をできる限り避けることで、御自身の感染リスクを下げるだけでなく、みなさまの大切な方をはじめ、多くの方々の重症化を食い止め、その命を救うこととなります。今、しっかりと取り組むことで感染の拡大が大幅に減少され、収束につながると存じますのでみなさんの御理解と御協力をお願いします。

令和2年4月17日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（盛岡市長） 谷藤 裕明

(<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kenko/1029832/1030201.html>)